

職業指導、少年労働者、不良児の保護、盲・聾啞教育、精神障害児童の教育、第4回全国聯合学校衛生大会、全国育児院名、棄児統計、第5編其他の施設及大会は、細民金融機関、京都市市民共済会、生活改善、地方改善、「附」水平運動、財団法人同潤会同潤啓成社、財団法人浴風会、矯風運動、セツトルメント事業、社会事業大会、全国養老事業大会、第6編社会事業関係法規、第7編社会事業参考資料からなっている。

1925年度における法律や行政にも余りみるべきものがない。4月1日勅令第66号改正の「社会局官制」、12月勅令第323号、324号による「地方社会事業職員制」「地方社会教育職員制」、12月の内務省令第30号の「営利職業紹介事業取締規則」等が注目される位なものである。

「職業紹介法施行規則」は本年1月1日から実施されたが、地方職業紹介事務局長および市町村長は区域内の聯絡機関として紹介所を38カ所指定した。本年も財界の不況が続き失業者は増加したので、国勢調査と共に失業調査が行なわれ、六大都市では日雇労働者の失業救済、少年職業指導の問題などもとりあげられた。また震災の事後処理の一環として同潤啓成社、浴風会等の設立をみたことも注目されよう。

お わ り に

大原社会問題研究所編集の『日本社会事業年鑑』は15年度版の第7集で終刊となった。この7年間に日本社会事業は空前の拡大化、組織化をした。したがって本『年鑑』の編集方針もそれにつれて変化したのは当然で

ある。一方研究所の自由な空気は高野岩三郎主宰の下に、社会運動や社会主義運動に対し社会事業より強い関心を示した。当初むしろ社会事業の関心からはじまって社会問題研究所へと発展したのであるが、後には労働運動等の研究が中心となっていった。そして『日本社会事業年鑑』にも社会運動的視角が徐々に強まって行った。高田慎吾や大林宗嗣等における問題意識も小河滋次郎等に比し、より社会的角度が強い。

『日本社会事業年鑑』は社会問題研究所の手を離れてからしばらく姿を消すことになったが、1933年（昭和8年）から中央社会事業協会の手によって再興され、1941年（昭和18年）まで続いた（ただし1939年度は未刊）。しかし中央社会事業協会の半官半民的性格からいって、かなり行政報告的角度が強かった。特に戦争中は自由な編集とはいえなかった。戦後1947年（昭和22年）日本社会事業協会の手によって『日本社会事業年鑑』が刊行されたが続刊されなかった。ついで1960年（昭和35年）全国社会福祉協議会の手によって『日本社会福祉年鑑』が刊行されたが、これも続かなかった。自由にして民主的な編集方針のもとに大原社会問題研究所が『日本社会事業年鑑』を7年間継続刊行したことは、むしろ大正デモクラシーという時代風潮の背景にもよるが、戦前における日本社会事業の近代化、あるいは民主化の一つの指標でもあったし、またその役割を果たしたものであったといえよう。

（1965年7月10日）

付言 本稿作製に大内兵衛先生から多くの御教示を得たことを感謝したい。

厚生行政基礎調査について

小 沼 正

I 調査の概要

1. 調査のしくみ

厚生行政基礎調査は、指定統計第60号として昭和28年4月に初めて実施され、以来毎年実施されているのであるが、まず調査のしくみの概要を昭和40年調査によって説明しておこう。

（1）調査の目的

厚生行政の科学的運営に必要な基本的事項をとらえることを目途として調査地区を設定し、その地区内に居住する世帯を調査して、つぎに示す諸事項について全国推計を行なうとともに、調査地区の特性をとらえて、これをその年度中に実施する各種標本調査の調査客体を選定する基礎母体として活用することを目的としている。

i) 世帯の業態、類型、構造、消費などの面からみた世帯の分布



指定統計第60号

厚生行政基礎調査票

厚生省

(昭和40年4月15日現在調査)

地区番号		世帯番号		※生活保護法による世帯区分		1級地 2級地 3級地 4級地		都道府県		都市		町区														
(1) 番号	(2) 続柄	(3) 性別	(4) 出生年月日	(5) 収入の有無	(6) 医療保険の状況				(7) 勤労者の状況				(8) 年金の状況				(9) 傷病の有無				(10) 身体障害の状況				(11) 転入符号	
					被用者 1 本人 2 家族	3 国民健康保険 4 加入していない	5 55歳以上の勤労者の有無	6 勤労者の有無	7 勤労者の有無	8 勤労者の有無	9 勤労者の有無	10 勤労者の有無	11 勤労者の有無	12 勤労者の有無	13 勤労者の有無	14 勤労者の有無	15 勤労者の有無	16 勤労者の有無	17 勤労者の有無	18 勤労者の有無	19 勤労者の有無	20 勤労者の有無	21 勤労者の有無	22 勤労者の有無	23 勤労者の有無	24 勤労者の有無
1	世帯主	男	明大昭	有	1	2	3	4	有	有	有	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4			
2		女	明大昭	有	1	2	3	4	有	有	有	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4			
3		男	明大昭	有	1	2	3	4	有	有	有	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4			
4		女	明大昭	有	1	2	3	4	有	有	有	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4			
5		男	明大昭	有	1	2	3	4	有	有	有	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4			
6		女	明大昭	有	1	2	3	4	有	有	有	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4			
7		男	明大昭	有	1	2	3	4	有	有	有	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4			
8		女	明大昭	有	1	2	3	4	有	有	有	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4			
9		男	明大昭	有	1	2	3	4	有	有	有	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4			
10		女	明大昭	有	1	2	3	4	有	有	有	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4			
11		男	明大昭	有	1	2	3	4	有	有	有	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4			
12		女	明大昭	有	1	2	3	4	有	有	有	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4			
02 世帯員数					人		03 世帯構造		04 世帯類型		05 過去1年間の最多収入者の番号		06 作付可能な耕地(田・畑・園地)の面積		07 町区反		08 年金額		09 傷病実人員		10 備考					
02 世帯員数					人		03 世帯構造		04 世帯類型		05 過去1年間の最多収入者の番号		06 作付可能な耕地(田・畑・園地)の面積		07 町区反		08 年金額		09 傷病実人員		10 備考					
03 世帯構造					1 住込み又は寄居者等に居住する単独世帯 2 1以外の単独世帯 3 夫婦のみの世帯 4 夫婦又は片親と未婚の子のみの世帯 5 その他の世帯		04 世帯類型		1 高齢者世帯 2 母子世帯 3 その他の世帯		05 過去1年間の最多収入者の番号		06 作付可能な耕地(田・畑・園地)の面積		07 町区反		08 年金額		09 傷病実人員		10 備考					
04 世帯類型					1 高齢者世帯 2 母子世帯 3 その他の世帯		05 過去1年間の最多収入者の番号		06 作付可能な耕地(田・畑・園地)の面積		07 町区反		08 年金額		09 傷病実人員		10 備考									
05 過去1年間の最多収入者の番号							06 作付可能な耕地(田・畑・園地)の面積				07 町区反		08 年金額		09 傷病実人員		10 備考									
06 作付可能な耕地(田・畑・園地)の面積							07 町区反				08 年金額		09 傷病実人員		10 備考											
07 町区反							08 年金額				09 傷病実人員		10 備考													
08 年金額							09 傷病実人員				10 備考															
09 傷病実人員							10 備考																			
10 備考																										

厚生行政基礎調査・転入者票

厚生省

(昭和40年4月15日現在調査)

秘

都道府県

郡市

区町村

指定統計 第60号

調査員氏名

地区番号			世帯番号			世帯員番号		
(1) 性	男 女	(2) 出生年月日 区分	1 昭 25. 4.16 以後出生の者 2 昭 10. 4.16～昭 25. 4.15 出生の者 3 大 9. 4.16～昭 10. 4.15 出生の者 4 明 33. 4.16～大 9. 4.15 出生の者 5 明 33. 4.15 以前出生の者					
(3) 転入の年月	昭 年 月		(7) 現在の産業	1 異動なし 2 同一産業間異動あり 異動あり 3 第1次産業 4 第2次産業 5 第3次産業 6 無業				
(4) 転入前の住居地	都道府県 市 郡		(8) 現在の地位	1 自営業主 2 家族従業者 3 常用勤労者 4 日雇労働者・その他				
(5) 転入の理由	1 職業関係 2 縁事関係 3 学業関係 4 家族移動 5 その他	(6) 転入前の産業	(9) 移動区分	1 移動中心者 2 随時的移動者 3 単身移動者				
(10) 転入区分			(11) 備考	1 全世帯員転入 2 一部世帯員転入				
符号欄 この票は厚生省で使用するから なにも記入しないこと。	世・人	業 態	支 出					

上製紙55kg B判16番

県では衛生主管部局が中心となり、保健所職員および 25 世帯に 1 名の割合でおかれた調査員が調査の実施にあたっている。

(5) 調査の方法

基礎調査票、転入者票はいずれも調査員が世帯側の申告に基づいて記入作成し、地区基本票は、基礎調査票等に基づき、保健所職員が記入作成する。

(6) 集計および公表

集計は厚生省統計調査部が行ない、結果は毎年「厚生行政基礎調査報告」として刊行されている。

2. 調査の変遷

この調査は、前述のように昭和 28 年以来毎年 4 月に実施されているが、調査の規模、調査事項等の変遷について要約しておこう。

まず、調査の規模は、28 年から 36 年までは、全国の 100 分の 1 の規模で実施されてきたが、実査段階において龐大な調査員を動員することの困難性と経費などの点から、37 年以降は 150 分の 1 の規模により実施されている。また、標本の抽出にあたっては、調査結果を時系列として観察する点を考慮し、国勢調査実施のために地区についての改定が行なわれた年以外の年次については、調査地区を 2 分の 1 ずつ抽出しかえてゆくという逐次交替方式 (Rotation Sampling) が採用されている。

調査事項については、厚生行政にとってもっとも基本的と考えられる事項は、分類に若干の変更を加えつつも毎年調査しており、さらに加えて、厚生行政に対する社会的要請などを考慮して単年度調査事項を設定してきているが、後者の主なものはつぎのとおりである。

調査年次	調査事項
昭和 28～34	結核患者数
28・29	飲料水の状況
29	公益質屋利用状況
30	高齢者数、受給恩給額、保育所入所児の状況、ごみ処理状況
31	転入者の状況
32	民営生命保険加入状況
35	福祉年金受給状況
36	乳児死亡、16 歳未満の者について父母の社会保険加入状況

ii) 傷病量 (とくに入院・通院)

iii) 人口移動の状況 (ただし 40 年のみのものであって例年にはない)

(2) 調査の対象および客体

全国の世帯を対象とし、昭和 35 年国勢調査区から無作為抽出法により約 150 分の 1 の地区を抽出し、地区内の世帯約 15 万、世帯員約 60 万を調査の客体としている。

(3) 調査事項

上に掲げた、厚生行政基礎調査票、同調査転入者票 (40 年にかぎりとくに設けられた調査票である)、および 68 頁に掲げた地区基本票 (各種標本調査の調査地区の選定に使用される) の 3 票に示す事項である。

(4) 調査の機関

厚生省では大臣官房統計調査部が企画立案し、都道府

[illegible]

37	風呂の状況
38	脳卒中、死亡者の状況、16歳未満の児童組数
39	出生児数
40	転入者の状況

また、この調査が、かなり大きな規模の標本調査によって実施され、世帯および世帯員についての基本的な情報を収集しているところから、この調査の情報に基づき、たとえば老人等特定の年齢層にある者、または身体障害者等特定の属性を有する者をは握し、さらに別個の精密調査を実施することが可能となる。これまでに実施されたこの種の調査は、つぎのとおりである。

調査年次	調査名
昭和 29 年	受胎調節調査
35	身体障害者実態調査
35	高齢者調査
36	後期壮年層調査
40	身体障害者実態調査
40	高齢退職者および離職者実態調査

3. 調査設計上の考え方

(1) 調査の目的について

調査の目的は、全国の国勢調査区から無作為抽出法によって厚生行政基礎調査地区を設定し、

- i) 基礎調査地区内の全世帯を調査することによって、厚生行政にもっとも基本的な資料を、全国推計値としてはもとより、可能な限り、都道府県別の推計値として得ること
- ii) 基礎調査地区を他の標本調査に活用し、副次抽出法により調査の精度を高め、かつ、費用の節減をはかること
- iii) 都道府県が衛生または社会福祉上必要とする諸調査の調査地区として利用すること

の3点にある。

第1の目的は、設定されるべき調査事項を規定することであるが、調査事項それ自体はほとんど無数に存在し得る性格を有するとともに、また一方、その時々、厚生行政がおかれている位置と進むべき目標とによって、規定されるべきものである。したがって、その取捨選択は、その時々、厚生行政それ自身の要求ないしは社会的要請、調査に導入され得る技術上の規模などによって行なわれるべきものと考えられる。

さらに、厚生行政が単に全国的な立場に立ってのみ実施されるものでないかぎり、基本的事項については都道

府県における代表値としての意味をもつことが要請される。この要請は、具体的には、調査の規模をかなり大きくすることを意味し、さらにこれらの大規模な調査客体に対して、調査を長期にわたって繰返し実施することの困難性をも招来するものである。

第2の目的は、基礎調査地区を他の各種の標本調査の母標本とすることにより、抽出作業の簡便化と精度の向上とがはかれることであり、第3の目的は、都道府県が必要に応じて標本を追加することにより、精度の高い都道府県別の推計を得ることを可能とすることである。なお、この調査の調査地区だけでは、各種標本調査の母標本の需要に応じきれなくなったために、39年から新たに母標本地区調査を実施し、ほぼ同数の調査地区を別に設定している。

(2) 調査の対象および調査客体としての世帯について

いうまでもなく、人は世帯を構成して日常生活を営んでいる。世帯は、その構成員が家計と呼ばれる共同経理のもとに消費生活を営み労働力の再生産を行なっているものであり、社会における最小の生活単位である。したがって、何らかの社会的諸施策に着目し、施策の対象をは握しようとするれば、その資料は社会生活の最小の単位である世帯によって組み立てられねばならない。実査にあたって採用されている世帯およびその構成員である世帯員についての規定はつぎのとおりである。

世帯とは、①調査日現在事実上の住居をともにし、かつ、事実上の家計（日常生活を営むための収支）をひとつにしている者の集り、②調査日現在1人で独立の家計を維持する者、のいずれかに該当するものをいう。世帯員とは、調査日現在世帯に在住している者と、本来この世帯で生活すべき人で一時不在の者（たとえば医療施設に入院中の者）とをいい、事業上の使用人はたとえ住み込みであっても別世帯として取扱う。

また、世帯主が外国人である世帯および生活保護法にいう宿所提供施設以外の保護施設、児童福祉法、身体障害者福祉法、売買防止法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法などという援護施設に収容されている者は調査の対象から除外している。

(3) 基本的な調査事項の分類について

この調査では、世帯をその属性により種々に分類しているが、これらの分類は厚生行政に関する統計調査に広く用いられているので、なかでも主要な世帯種別、世帯類型、世帯構造、世帯業態についてとくに詳しく述べておこう。

i) 世帯種別

世帯種別は、①生活保護をうけている「被保護世帯」、②①以外の世帯で国民健康保険の被保険者が1人でもいて他の医療保険の被保険者、被扶養者のいない「国保加入世帯」、③①以外の世帯で国保以外の医療保険の被保険者(本人)または被扶養者が1人でもいる「被用者保険加入世帯」、④①～③のいずれにも該当しない「その他の世帯」、の4区分である。

この分類は、わが国の医療保障制度が、各段階においてカバーしている世帯の分布を示すものであり、①の世帯群は公的扶助により保障されている世帯、②、③の世帯群は給付水準に差があるとはいえ、医療保険制度により保障を受けている世帯、④の世帯群は何らの保障を受けない世帯である。国民皆保険が達成された現在では、④の世帯群は、いわゆる摩擦的なものと考えられ、その数も少ないものである。

ii) 世帯類型

世帯類型は、①高齢者(男65歳、女60歳)のみかまたはこれに18歳未満の者の加わった「高齢者世帯」、②現に配偶者のいない18歳以上60歳未満の女子と18歳未満のその子のみの「母子世帯」、③①～②以外の「その他の世帯」、の3区分である。

この分類は、世帯構成員の労働力の質と量とに着目したものであり、①、②の世帯群においては、労働力がきわめて不完全な世帯であり、社会福祉の観点からして、高度の要保護性を有しているかまたは潜在的に有しているものと考えられる。

iii) 世帯構造

世帯構造は、①世帯員が1人で寮、寄宿舎などに居住している「住込・寄宿舎等居住単独世帯」、②①以外の「その他の単独世帯」、③世帯主と配偶者のみか、またはこれに未婚の子のみが加わった「基本世帯」、④①～③以外の「その他の世帯」、の4区分であるが、39年調査以降は若干の改定が行なわれた。

①の世帯群は、主として労働力の第1次産業から第2、第3次産業への移動によって発生するものであるが、通常の生活の単位としての世帯は、③の夫婦または夫婦と未婚の子のみによって構成される「基本世帯」が基本的な構造であろう。そして世帯を時間的な要素とともに考え、基本世帯から離脱してゆく者または基本世帯から残された者のでてくることが当然とされるならば、②の世帯群には要保護性の高いものがあるはずであり、また新たに形成された基本世帯に対しても雇用機会が十分に与えられねばならないものと考えられる。

iv) 世帯業態

世帯業態は、耕作面積0.3ヘクタール(すなわち3反、ただし北海道では5反としている)を基準にし、それ以上を農家、未満を非農家とし、さらに農家世帯を3区分、非農家世帯を6区分したものである。すなわち農家世帯は①専業主世帯、②常用勤労者のいる兼業主世帯、③その他の兼業主世帯、非農家世帯は、④事業経営者世帯、⑤常用勤労者世帯、⑥日雇労働者世帯、⑦家内労働者世帯、⑧その他の就業者世帯、⑨不就業者世帯、に区分される。

⑦～⑨の世帯の区分のしかたについては調査年次によって異なる場合があり、また、39年以降は、④事業経営者世帯は雇用者の有無により、⑤常用勤労者世帯は所得の源泉である勤め先の企業の雇用者規模により細分されている。

この分類は、国民が、いかなる業態によって稼得しているか、それは安定しているか否かによって分類しようとするものであり、耕作面積により、農家、非農家の区分を行ない、さらに農家は専業主世帯の別を、非農家は調査日前1年間に世帯でもっとも多く収入を得た(稼働収入に限定しない)者の就業形態をみたものである。一定の規模以上の生産手段を有する世帯を農家、事業経営者世帯とし、残りの世帯群は雇用されることによって生活する勤労者であると考えてよいが、そのうちもっとも雇用契約が安定的であり、したがって収入の定期性も期待される常用勤労者世帯をまずぬきだし、ついで、やや不安定と考えられる日雇労働者世帯、さらに不安定度の高い家内労働者世帯と順次にぬきだすことにより、就業の不安定な世帯をみいだすことができる。

II 結果の概要

1. 年次推移

主な調査事項の結果について調査開始の昭和28年から38年までの年次推移を掲げ、簡単な解説を加えておこう。以下に掲げる諸表の世帯数は、いずれも全国推計世帯数である。

第1表は、世帯種別世帯数の年次推移である。

被保護世帯数は、この調査の対象から除外されているものがあること、世帯の定義が異なることなどのために、業務統計から得られる数値よりも、年々低く表われていることには注意を要する。しかしながら景気の好況、不況にかかわらず、年々2%前後の世帯は、公的扶助を受けていること、36年3月に完結した国民医療皆保険計画により、保険の種類により給付水準に差があるとはいえ、医療保障下にある人口は激増し、反面医療保障の枠

第1表 世帯種別世帯数の年次推移

	推計数 (単位: 千世帯)					百分率 (単位: %)				
	総 数	被保護世帯	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	その他の世帯	総 数	被保護世帯	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	その他の世帯
昭和 28 年	17,180	458	9,988		6,734	100.0	2.7	58.1		39.2
29	17,337	449	10,846		6,042	100.0	2.6	62.6		34.8
30	18,963	479	4,260	8,090	6,135	100.0	2.5	22.5	42.7	32.4
31	19,823	453	4,670	8,739	5,961	100.0	2.3	23.6	44.0	30.1
32	20,704	390	5,192	9,506	5,616	100.0	1.9	25.1	45.9	27.1
33	21,310	385	5,861	10,345	4,718	100.0	1.8	27.5	48.5	22.1
34	21,724	412	6,822	10,662	3,828	100.0	1.9	31.4	49.1	17.6
35	22,476	427	8,362	11,700	1,987	100.0	1.9	37.2	52.1	8.8
36	23,509	456	9,201	12,919	933	100.0	1.9	39.1	55.0	4.0
37	23,850	471	8,816	13,722	841	100.0	2.0	37.0	57.5	3.5
38	25,002	473	8,684	14,918	928	100.0	1.9	34.7	59.7	3.7

外にあった「その他の世帯」が顕著に減少し、30年に614万世帯、全国の世帯の32.4%であった未加入世帯は、36年4月には93万世帯、4.0%になったことをまず指摘することができる。さらに、医療保障制度の進展の過程においては国保加入世帯の激増がみられたのであるが、就業構造の近代化を反映して37年以降国保加入世帯は、数、構成割合ともに減少し、逆に、被用者保険加入世帯は着実に増加しており、38年においては全国2,500万世帯のうち国保加入世帯は34.7%、被用者保険加入世帯は59.7%となった。医療保険未加入世帯は3.7%であるがこれは転居、職業移動等に基づく摩擦的なものであるとみられよう。

世帯類型別世帯数の年次推移は第2表のとおりである。

この表からは、とくに要保護性が高いと考えられる高齢者世帯と母子世帯の動きを指摘しておこう。まず高齢者世帯は、数、構成割合ともに増加の傾向にあり、30年に43万世帯、2.2%であったものが、38年には68万

世帯2.7%となった。少産少死の人口動態の趨勢と寿命の延長とは、高齢人口の絶対数を増し相対的地位を高めていっているのであるが、さらに加えて、社会の近代化に伴う、世帯の分化が促進される限り、高齢者世帯の増加はなお続いてゆくものとみられる。母子世帯は、年々減少の傾向にあるが、第2次大戦後17年余を経過した38年においては、戦争によって発生した母子世帯はほとんどその影をひそめたわけであり、34万世帯という数値は、戦後に発生したものとみてよいであろう。

世帯構造別世帯数の年次推移は第3表のとおりである。

単独世帯のうち、住込・寄宿舍等居住単独世帯は、資料のとられた34年以降についてみても年々増加しており、38年においては306万世帯12.2%を占めるにいたったが、これは主として中卒または高卒者等の新規学卒雇用者の都市流入によるものとみられる。その他の単独世帯は38年において181万世帯、7.2%であり、単独世帯はあわせて20%に達しようとしている。基本世

第2表 世帯類型別世帯数の年次推移

	推計数 (単位: 千世帯)					百分率 (単位: %)				
	総 数	高齢者世帯	児童世帯	母子世帯	その他の世帯	総 数	高齢者世帯	児童世帯	母子世帯	その他の世帯
昭和 28 年	17,180	431	20	669	16,060	100.0	2.5	0.1	3.9	93.5
29	17,337	400	134	516	16,287	100.0	2.3	0.8	3.0	93.9
30	18,963	425	128	486	17,924	100.0	2.2	0.7	2.6	94.5
31	19,823	441	169	493	18,721	100.0	2.2	0.9	2.5	94.4
32	20,704	470	394	473	19,367	100.0	2.3	1.9	2.3	93.5
33	21,310	478	451	420	19,961	100.0	2.2	2.1	2.0	93.7
34	21,724	479	410	427	20,408	100.0	2.2	1.9	2.0	93.9
35	22,476	500	404	424	21,148	100.0	2.2	1.8	1.9	94.1
36	23,509	561	391	420	22,137	100.0	2.4	1.7	1.8	94.2
37	23,850	618	426	386	22,420	100.0	2.6	1.8	1.6	94.0
38	25,002	679	...	340	23,983	100.0	2.7	...	1.4	95.9

第3表 世帯構造別世帯数の年次推移

	推計数 (単位: 千世帯)					百分率 (単位: %)				
	総数	住込・寄宿 舎等 単独世帯	その他の 単独世帯	基本世帯	その他の 世帯	総数	住込・寄宿 舎等 単独世帯	その他の 単独世帯	基本世帯	その他の 世帯
昭和 28 年	17,180	...	...	...	...	100.0	...	...	...	...
29	17,337	1,566	...	8,043	7,728	100.0	9.0	...	46.4	44.6
30	18,963	2,039	...	8,600	8,324	100.0	10.8	...	45.3	43.9
31	19,823	2,516	...	8,815	8,492	100.0	12.7	...	44.5	42.8
32	20,704	3,138	...	9,228	8,338	100.0	15.2	...	44.6	40.3
33	21,310	3,476	...	9,435	8,398	100.0	16.3	...	44.3	39.4
34	21,724	1,922	1,513	9,889	8,400	100.0	8.8	7.0	45.5	38.7
35	22,476	2,343	1,551	10,058	8,523	100.0	10.4	6.9	44.7	37.9
36	23,509	2,556	1,740	10,776	8,437	100.0	10.9	7.4	45.8	35.9
37	23,850	2,455	1,615	11,302	8,478	100.0	10.3	6.8	47.4	35.5
38	25,002	3,055	1,809	11,651	8,487	100.0	12.2	7.2	46.6	33.9

第4表 世帯人員別世帯数と平均世帯人員の年次推移

	総数	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10～	1世帯当り 平均世帯人員
推計数 (単位: 千世帯)												
昭和 28 年	17,180	988	1,588	2,350	2,778	2,792	2,409	1,781	1,192	665	637	5.0人
29	17,337	1,566	1,633	2,303	2,710	2,751	2,330	1,739	1,106	626	573	4.8
30	18,963	2,039	1,772	2,493	2,932	2,997	2,531	1,852	1,159	635	552	4.7
31	19,823	2,520	1,911	2,629	3,056	3,076	2,586	1,834	1,198	514	500	4.5
32	20,704	3,140	1,983	2,689	3,171	3,201	2,635	1,812	1,062	555	456	4.4
33	21,310	3,476	2,102	2,773	3,326	3,310	2,641	1,768	1,021	504	389	4.3
34	21,724	3,435	2,215	2,890	3,542	3,424	2,669	1,748	972	473	358	4.2
35	22,476	3,894	2,309	2,991	3,667	3,492	2,692	1,734	916	441	339	4.1
36	23,509	4,309	2,597	3,339	3,994	3,530	2,643	1,616	851	368	262	4.0
37	23,850	4,070	2,717	3,521	4,308	3,676	2,672	1,555	772	342	216	4.0
38	25,002	4,871	2,824	3,658	4,548	3,787	2,636	1,497	702	298	181	3.8
百分率 (単位: %)												
昭和 28 年	100.0	5.7	9.2	13.7	16.2	16.3	14.0	10.4	6.9	3.9	3.7	.
29	100.0	9.0	9.4	13.3	15.6	15.9	13.4	10.0	6.4	3.6	3.4	.
30	100.0	10.8	9.3	13.1	15.5	15.8	13.3	9.8	6.1	3.3	2.9	.
31	100.0	12.7	9.6	13.3	15.4	15.5	13.0	9.3	6.0	2.6	2.5	.
32	100.0	15.2	9.6	13.0	15.3	15.5	12.7	8.8	5.0	2.7	2.2	.
33	100.0	16.3	9.9	13.0	15.6	15.5	12.4	8.3	4.8	2.4	1.8	.
34	100.0	15.8	10.2	13.3	16.3	15.8	12.3	8.0	4.5	2.2	1.6	.
35	100.0	17.3	10.3	13.3	16.3	15.5	12.0	7.7	4.1	2.0	1.5	.
36	100.0	18.3	11.0	14.2	17.0	15.0	11.2	6.9	3.6	1.6	1.1	.
37	100.0	17.1	11.4	14.8	18.1	15.4	11.2	6.5	3.2	1.4	0.9	.
38	100.0	19.5	11.3	14.6	18.2	15.1	10.5	6.0	2.8	1.2	0.7	.

帯の増加傾向もかなり著しく、38年には29年を100とすると45.0%、33年を100とすると23.5%の増加がみられ、「その他の世帯」の最近における停滞傾向に比較して、きわめて対照的である。

こうした世帯構造の変化は当然に世帯の小規模化をもたらすものであり、第4表に示すとおり、世帯人員別世帯数の分布には、明らかに小人数世帯への移行がみられ

る。

世帯業態別世帯数の年次推移は第5表のとおりである。

就業構造の近代化に対応して、生活の単位である世帯についても、農家世帯（耕地面積0.3ヘクタール以上の世帯）の減少傾向と、非農家世帯（耕地面積0.3ヘクタール未満の世帯）の増加傾向とがみられるが、常用勤労者世帯は36年において全世帯の50%をこえるにいた

第5表 世帯業態別世帯数の年次推移

	総 数	耕地面積 0.3 ヘクタール (3 反) 以上の世帯				耕地面積 0.3 ヘクタール (3 反) 未満の世帯						
		総 数	専業 世帯	常用勤労 者のいる 兼業世帯	その他 の兼業 世 帯	総 数	事 業 経営者 世 帯	常 用 勤労者 世 帯	日 雇 労働者 世 帯	家 内 労働者 世 帯	その他 の就業 者世帯	不 就 業世帯
推計数(単位: 千世帯)												
昭和 28 年	17,180	5,025	2,824	2,201		12,155	2,189	8,066		1,900		
29	17,337	4,774	2,707	2,067		12,563	2,364	7,056	1,248	338	1,556	
30	18,963	5,102	2,975	2,128		13,861	2,481	8,039	1,260	307	1,774	
31	19,823	5,186	3,055	2,131		14,637	2,682	8,810	1,263	230	1,654	
32	20,704	5,359	3,354	1,295	710	15,345	2,803	9,469	1,057	210	1,807	
33	21,310	5,177	3,224	1,324	629	16,132	2,960	9,870	1,243	180	1,879	
34	21,724	5,108	3,221	1,300	586	16,616	3,117	10,392	1,063	176	1,868	
35	22,476	5,093	2,924	1,335	834	17,383	3,195	11,149	1,125	178	739	996
36	23,509	4,947	2,708	1,392	847	18,562	3,096	12,255	1,023	187	870	1,131
37	23,850	4,970	2,498	1,510	962	18,880	3,145	12,714	1,089	854		1,079
38	25,002	4,783	2,132	1,617	1,034	20,219	2,669	13,935	1,180	1,334		1,102
百分率(単位: %)												
昭和 28 年	100.0	29.2	...	...		70.8	...	...	...	...	...	
29	100.0	27.5	15.6	11.9		72.5	13.6	40.7	7.2	2.0	9.0	
30	100.0	26.9	15.7	11.2		73.1	13.1	42.4	6.6	1.6	9.4	
31	100.0	26.2	15.4	10.8		73.8	13.5	44.4	6.4	1.2	8.3	
32	100.0	25.9	16.2	6.3	3.4	74.1	13.5	45.7	5.1	1.0	8.7	
33	100.0	24.3	15.1	6.2	3.0	75.7	13.9	46.3	5.8	0.8	8.8	
34	100.0	23.5	14.8	6.0	2.7	76.5	14.3	47.8	4.9	0.8	8.6	
35	100.0	22.7	13.0	5.9	3.7	77.3	14.2	49.6	5.0	0.8	3.3	4.4
36	100.0	21.0	11.5	5.9	3.6	79.0	13.2	52.1	4.4	0.8	3.7	4.8
37	100.0	20.8	10.5	6.3	4.0	79.2	13.2	53.3	4.6	3.6		4.5
38	100.0	19.1	8.5	6.5	4.1	80.9	10.7	55.7	4.7	5.3		4.4

第6表 世帯種別平均世帯人員と有業人員の年次推移
(単位: 人)

	総 数	被保護 世 帯	国保加 入世帯	被用者保 険加入世帯	その他 の世帯
世帯人員					
昭和 33 年	4.3	3.7	5.0	4.1	3.8
34	4.2	3.7	4.9	4.1	3.4
35	4.1	3.7	4.5	4.0	3.3
36	4.0	3.6	4.3	3.9	2.2
37	4.0	3.7	4.3	3.8	2.2
38	3.8	3.5	4.2	3.7	2.0
有業人員					
昭和 33 年	1.84	1.01	2.30	1.72	1.61
34	1.84	0.98	2.26	1.74	1.45
35	1.78	0.96	2.01	1.72	1.37
36	1.72	0.90	1.90	1.69	0.92
37	1.73	0.98	1.89	1.70	0.97
38	1.73	0.89	1.88	1.71	0.95

第7表 世帯類型別平均世帯人員と有業人員の年次推移
(単位: 人)

	総 数	高齢者 世 帯	児童世帯	母子世帯	その他 の世帯
世帯人員					
昭和 33 年	4.3	1.5	1.0	2.8	4.4
34	4.2	1.5	1.0	2.8	4.4
35	4.1	1.5	1.0	2.8	4.3
36	4.0	1.5	1.0	2.8	4.1
37	4.0	1.5	1.0	2.7	4.1
38	3.8	1.5	...	2.8	3.9
有業人員					
昭和 33 年	1.84	0.69	0.82	0.98	1.91
34	1.84	0.69	0.93	1.03	1.90
35	1.78	0.60	0.90	1.04	1.84
36	1.72	...	...	...	...
37	1.73	...	...	...	...
38	1.73	0.63	...	0.96	1.77

った。農家世帯の減少過程においては、専業世帯の一方的な減少と兼業世帯の増加という傾向がみられ、38年においては農家世帯の占める割合は 19.1% と 20% 台を割った。経済の高度成長は、一方において雇用機会の増大をもたらした、したがって常用勤労者世帯の増加がみられたのであるが、一方に、安定した形での就業機会から

はずれた日雇労働者世帯、家内労働等のその他の就業者世帯、不就業者世帯が依然として存していることも見逃がせない。これらの世帯は、年次的傾向としても 300 万世帯を下回ることなく存在し、全世帯に対する割合は 38 年においても 14.4% である。所得の源泉としての就業形態が不安定なこれらの業態に属する世帯については、

第8表 世帯業態別平均世帯人員と有業人員の年次推移

(単位: 人)

	総 数	耕地面積 0.3 ヘクタール (3 反) 以上の世帯				耕地面積 0.3 ヘクタール (3 反) 未満の世帯						
		総 数	専業世帯	常用勤労者のいる兼業世帯	その他の兼業世帯	総 数	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯	家内労働者世帯	その他の就業者世帯	不就業者世帯
世帯人員												
昭和 33 年	4.3	6.0	5.8	6.5	6.3	3.7	4.8	3.6	3.5	3.7	2.7	
34	4.2	6.0	5.8	6.4	6.3	3.7	4.8	3.5	3.8	3.6	2.7	
35	4.1	5.9	5.7	6.2	6.0	3.6	4.7	3.4	3.9	3.6	3.6	1.8
36	4.0	5.8	5.6	6.2	5.7	3.5	4.6	3.3	3.7	3.4	3.4	1.7
37	4.0	5.7	5.5	6.0	5.6	3.5	4.6	3.4	3.7	3.4		1.8
38	3.8	5.6	5.5	5.9	5.6	3.4	4.6	3.3	3.6	3.5		1.8
有業人員												
昭和 33 年	1.84	3.12	2.93	3.55	3.24	1.43	1.96	1.40	1.44	1.48	0.79	
34	1.84	3.12	2.94	3.55	3.19	1.45	1.94	1.40	1.51	1.55	0.82	
35	1.78	2.89	2.75	3.22	2.86	1.46	1.91	1.43	1.58	1.61	1.51	0.12
36	1.72	2.79	2.63	3.15	2.71	1.44	1.94	1.42	1.58	1.58	1.51	0.14
37	1.73	2.75	2.59	3.10	2.63	1.46	1.98	1.44	1.56	1.54		0.13
38	1.73	2.82	2.65	3.14	2.69	1.47	2.02	1.45	1.57	1.58		0.15

第9表 世帯業態別にみた支出階層分布の年次推移 (4人世帯)

(単位: %)

	耕地面積 0.3 ヘクタール以上の世帯								耕地面積 0.3 ヘクタール未満の世帯							
	総 数	専業世帯	常用勤労者のいる兼業世帯	その他の兼業世帯	総 数	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯	その他の世帯	総 数	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯	その他の世帯	総 数	事業経営者世帯
総 数	昭33	38	33	38	33	38	33	38	33	38	33	38	33	38	33	38
～ 3,999 円	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
4,000～5,999	6.0	0.8	7.6	1.0	1.5	0.4	4.2	0.9	0.6	0.1	0.3	0.1	0.1	—	2.3	0.3
6,000～7,999	12.9	3.0	15.3	3.9	5.7	1.2	11.8	3.7	1.8	0.3	1.0	0.2	0.5	0.1	8.1	1.0
8,000～9,999	14.1	4.3	15.0	5.4	9.9	2.0	16.5	5.5	3.7	0.5	2.0	0.2	1.4	0.6	18.0	2.4
10,000～14,999	13.8	5.1	14.0	6.6	11.5	2.6	17.1	5.6	5.3	1.0	4.4	0.4	3.3	0.4	19.4	6.7
15,000～19,999	29.2	21.3	27.5	23.0	34.9	17.7	28.4	22.9	20.1	4.9	18.1	3.4	18.5	2.8	32.0	20.9
20,000～24,999	12.3	22.5	10.4	22.6	19.2	21.8	11.3	23.2	23.8	10.7	20.9	9.7	26.6	8.6	13.1	27.8
25,000～29,999	5.9	18.5	5.0	16.0	9.2	23.0	5.1	17.3	21.1	15.5	22.1	14.2	24.0	15.2	5.0	19.3
30,000～39,999	1.9	7.7	1.6	6.7	2.8	10.4	1.6	6.0	10.0	16.0	10.7	13.4	11.7	17.3	1.1	10.5
40,000～49,999	2.1	9.6	1.9	8.3	2.5	12.7	2.5	7.7	9.1	27.7	13.4	28.0	9.4	30.4	0.8	8.5
50,000～59,999	2.8		2.6		3.3		2.7		11.9		14.3		12.9		1.8	
60,000～69,999	1.7		1.6		1.3		2.4		5.4		7.1		5.7		0.6	
70,000～	1.8	0.7	1.6	0.5	2.7	1.4	1.4	0.2	4.6	2.2	7.2	3.0	4.6	2.4	—	2.1
不 詳	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	—	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	—

さらに詳細な分析, たとえばこうした階層への停滞性ないしは流動性, 資産の有無等の検討は必要であるとしても, 社会保障諸施策の直接の対象としてまず考慮するべきものとみてよいであろう。

世帯人員と有業人員について世帯種別, 世帯類型別, 世帯業態別に 33 年以降の推移をみれば第 6 表から第 8 表のとおりである。

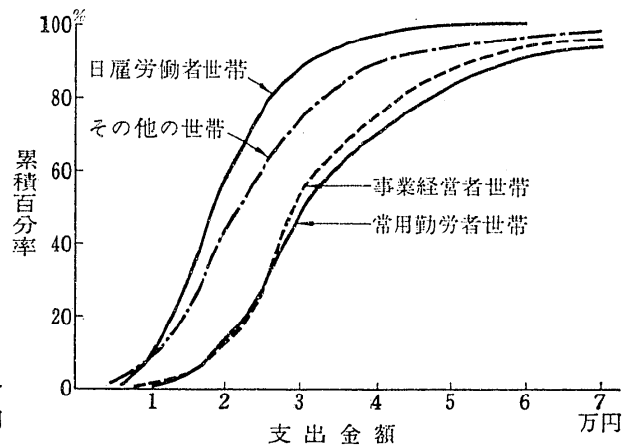
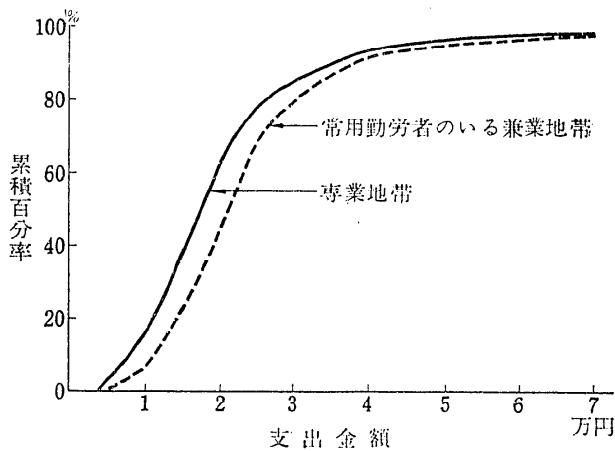
家計上の現金支出による世帯の分布を, 4 人世帯について世帯業態別に 33 年と 38 年とについてみれば第 9 表および図に示すとおりである。

ここでいう家計上の現金支出とは, 1 ヶ月間 (毎年 3 月としている) の食料費, 住居費, 被服費, 光熱費, 保健衛生費, 社会保険料などのように, 世帯員の生活のために使われた現金の合計額をいい, 農家世帯などにおいてとくに多いと思われる現物による消費支出は一切ふくまれていない。また, 1 日調査によって 1 ヶ月間の支出を聞きとる方法によっているために, 通常とられている家計調査方式による結果と比較すると, 絶対額は, この調査の支出額のほうが低くでている。しかし全国の世帯について世帯類型, 世帯業態などの世帯の属性別の支出

図 4人世帯における1ヵ月間の現金支出

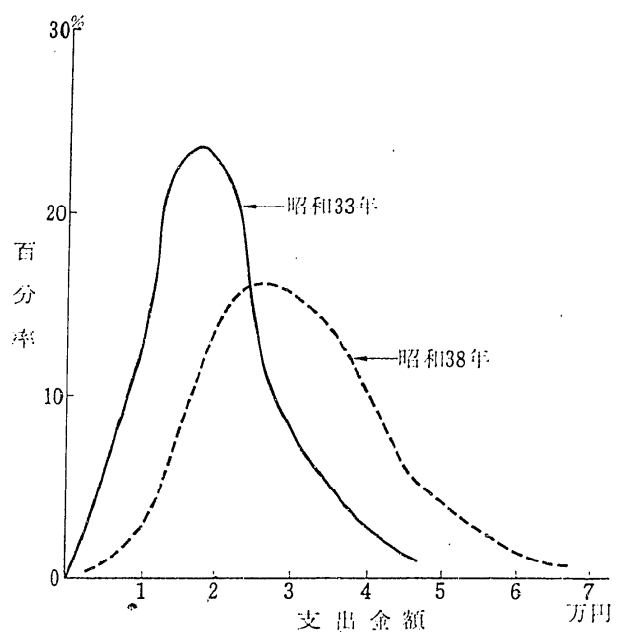
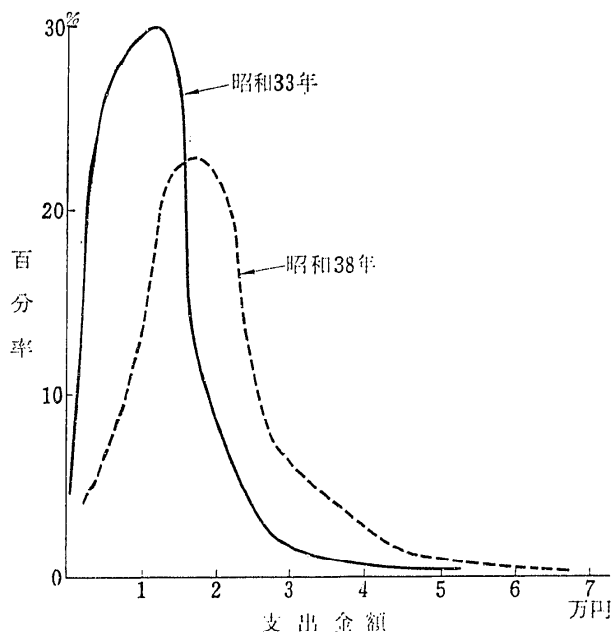
(a) 耕地面積 0.3 ヘクタール以上の世帯 (38 年 3 月)

(b) 耕地面積 0.3 ヘクタール未満の世帯 (38 年 3 月)



(c) 耕地面積 0.3 ヘクタール以上の世帯 (各年 3 月)

(d) 耕地面積 0.3 ヘクタール未満の世帯 (各年 3 月)



階層別観察が可能であることが、この調査のひとつの特色である。

38 年についてみれば、4人世帯で図(a)にもみられるとおり、農家世帯では常用労働者のいる兼業世帯の支出水準が最も高く、専業世帯と、図示されていないがその他の兼業世帯とはほぼ同一水準であり、現金支出 2 万円未満の世帯は常用労働者のいる兼業世帯では 45.7% であるが、専業世帯は 62.5%、その他の世帯では 61.8% といずれも 60% 台をこえている。また図 (b) によってもみられるとおり、非農家世帯では現金支出 2 万円

未満の世帯は、常用労働者世帯 12.5%、事業経営者世帯 14.1% といずれも 20% を割っているが、日雇労働者世帯では 59.2%、その他の世帯 44.1% であり、現物消費の少いこれら日雇、その他の世帯の消費水準はかなり低位にあるものといえよう。

5 年間における現金支出の推移については、上図(c)、(d)からも明らかなように、4人世帯で農家世帯、非農家世帯ともに、支出の平準化を伴う伸びがみられ、とくに図示はしてはでないが、各業態別にも同様のことがみとめられる。

第 10 表 低消費水準世帯数および世帯人員の年次推移

	推計世帯数(単位: 千世帯)			推計世帯人員数 (単位: 千人)	全世帯に占める割合 (単位: %)			全世帯人員に 占める割合 (単位: %)
	総 数	耕地面積 0.3ヘクタール以上	耕地面積 0.3ヘクタール未満		総 数	耕地面積 0.3ヘクタール以上	耕地面積 0.3ヘクタール未満	
昭和 28 年	2,043	723	1,320	10,831	11.9	14.4	10.9	12.6
29	2,036	643	1,392	10,380	11.1	12.8	10.5	11.9
30	2,042	714	1,329	9,990	10.8	14.1	9.6	11.3
31	2,062	701	1,361	9,795	10.2	13.2	9.1	10.9
32	1,923	597	1,326	8,508	9.3	11.2	8.6	9.4
33	1,688	548	1,140	7,421	8.1	10.6	7.2	8.2
34	1,603	493	1,110	6,854	7.4	9.6	6.7	7.5
35	1,579	458	1,120	6,670	7.0	9.0	6.4	7.2
36	1,306	291	1,015	4,983	5.6	5.9	5.5	5.3
37	1,333	304	1,029	5,049	5.7	6.2	5.6	5.5
38	1,482	268	1,215	5,113	6.1	5.6	6.2	5.5

第 11 表 世帯類型と世帯種別にみた世帯の分布
(単位: %)

世帯類型	総 数	被保護 世帯	国保加 入世帯	被用者 保険加 入世帯	その 他の 世帯
総 数	100.0	1.9	34.7	59.7	3.7
高齢者世帯	100.0	13.3	57.9	19.3	9.4
母子世帯	100.0	17.6	42.6	33.2	6.5
その他の世帯	100.0	1.3	34.0	61.2	3.5
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢者世帯	2.7	19.0	4.5	0.9	6.9
母子世帯	1.4	12.7	1.7	0.8	2.4
その他の世帯	95.9	68.2	93.8	98.3	90.7

この調査によって、低消費水準世帯数を推計すれば第 10 表のとおりである。

推計方法の詳細は他にゆずるとして概略をいえば、低消費水準世帯とは、農家世帯、非農家世帯別に、さらに世帯人員別に設定された現金による低消費水準（たとえば 38 年には 4 人世帯で農家世帯 7,032 円、非農家世

帯 1 万 2,932 円）を、この調査から得られた現金支出分布に適用して得られた規準以下の世帯をいい、低消費規準は具体的にみれば、生活保護法による被保護世帯の実態的な消費水準を示すものと考えてよい。

28 年に 200 万世帯、1,000 万人をこえていた低消費水準世帯は 38 年では 148 万世帯 511 万人となっているが、この数値には被保護世帯は含まれていないこと、生活保護法による保護基準の改訂を反映した被保護世帯の消費水準と、一般の消費水準との相対的関係によって増減するものであることなどに注意する必要がある。

2. 昭和 38 年調査の結果

この調査では、これまでの諸表に掲げたとおり、世帯をその属性により種々に分類しているが、これらの分類を組合わせて表章することにより、さらにくわしい観察を行なうことができる。昭和 38 年調査の結果からこうした観察の一部を掲げておこう。

第 11 表は、世帯類型と世帯種別の世帯分布であるが、

第 12 表 世帯業態別と世帯種別にみた世帯の分布

(単位: %)

世 帯 種	総 数	耕地面積 0.3ヘクタール以上の世帯				耕地面積 0.3ヘクタール未満の世帯					
		総 数	専業 世帯	常用勤 労者の 兼業 世帯	その 他の 兼業 世帯	総 数	事 業 経営者 世 帯	常 用 勤労者 世 帯	日 雇 労働者 世 帯	その他 の就 業 者 世 帯	不 就 業 者 世 帯
総 数	100.0	19.1	8.5	6.5	4.1	80.9	10.7	55.7	4.7	5.3	4.4
被 保 護 世 帯	100.0	8.9	4.3	1.7	2.8	91.1	1.3	12.8	20.7	15.8	40.5
国 保 加 入 世 帯	100.0	36.6	23.9	2.2	10.6	63.4	22.2	18.0	6.9	10.5	5.8
被用者保険加入世帯	100.0	10.3	0.2	9.5	0.6	89.7	4.4	79.7	2.6	1.5	1.5
そ の 他 の 世 帯	100.0	2.2	0.9	0.3	1.0	97.8	9.4	45.8	9.8	12.7	20.2
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
被 保 護 世 帯	1.9	0.9	1.0	0.5	1.3	2.1	0.2	0.4	8.3	5.6	17.4
国 保 加 入 世 帯	34.7	66.5	97.2	11.8	88.9	27.2	72.1	11.2	50.8	68.4	45.7
被用者保険加入世帯	59.7	32.2	1.5	87.5	9.0	66.2	24.4	85.3	33.2	17.2	19.9
そ の 他 の 世 帯	3.7	0.4	0.4	0.1	0.9	4.5	3.3	3.0	7.7	8.9	17.0

第 13 表 地域ブロックと世帯業態（2 区分）からみた平均世帯人員と
1 世帯および 1 人あたり平均実現金支出額

	耕地面積 0.3 ヘクタール以上の世帯				耕地面積 0.3 ヘクタール未満の世帯			
	平均世帯 人	1 世帯平均 支出額 円	1 人平均 支出額 円	全国を 100 とする指数 (1 人平均)	平均世帯 人	1 世帯平均 支出額 円	1 人平均 支出額 円	全国を 100 とする指数 (1 人平均)
全 国	5.63	25,346	4,502	100.0	3.38	28,145	8,321	100.0
北 海 道	5.85	29,427	5,030	111.7	3.64	27,213	7,477	89.9
東 北	6.18	25,131	4,065	90.3	3.76	24,984	6,646	79.9
関 東 I	6.07	31,417	5,180	115.1	3.08	32,469	10,528	126.5
関 東 II	5.65	25,874	4,580	101.7	3.46	23,736	6,851	82.3
北 陸	5.76	24,159	4,177	92.8	3.79	27,404	7,221	86.8
東 海	5.63	26,258	4,664	103.6	3.44	27,137	7,887	94.8
近 畿 I	5.41	31,920	5,899	131.0	3.24	30,965	9,544	114.7
近 畿 II	5.08	27,700	5,122	113.8	3.76	26,760	7,111	85.5
中 国	5.15	22,874	4,441	98.7	3.41	26,150	7,663	92.1
四 国	5.30	23,795	4,489	99.7	3.50	23,706	6,766	81.3
北 九 州	5.68	23,191	4,081	90.7	3.65	25,435	6,968	83.7
南 九 州	5.06	18,294	3,502	77.8	3.32	19,783	5,950	71.5

注 東 北 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島 東 海 岐阜, 静岡, 愛知, 三重 中 国 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口
 関東 I 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川 近畿 I 京都, 大阪, 兵庫 北九州 福岡, 佐賀, 長崎, 大分
 関東 II 茨城, 群馬, 栃木, 山梨, 長野 近畿 II 滋賀, 奈良, 和歌山 南九州 熊本, 宮崎, 鹿児島
 北 陸 新潟, 富山, 石川, 福井

第 14 表 世帯種と世帯業態別にみた支出第 I 4 分位階層の世帯数

世 帯 種	総 数	耕地面積 0.3 ヘクタール以上の世帯				耕地面積 0.3 ヘクタール未満の世帯					
		総 数	専業 世帯	常用勤 労者の 兼業 世帯	その他 の兼業 世帯	総 数	事 業 経営 世帯	常 用 勤労 世帯	日 雇 労働 世帯	その他 の就業 者世帯	不 就 業者 世帯
推計数(単位：千世帯)											
総 数	5,470	960	538	173	249	4,510	413	2,031	704	657	705
被 保 護 世 帯	383	22	12	2	8	361	2	34	83	63	178
そ の 他 の 世 帯	5,087	938	526	172	241	4,149	410	1,997	621	594	527
百分率(%)											
総 数	100.0	17.5	9.8	3.2	4.5	82.5	7.5	37.1	12.9	12.0	12.9
被 保 護 世 帯	100.0	5.7	3.2	0.4	2.1	94.3	0.6	8.9	21.8	16.6	46.4
そ の 他 の 世 帯	100.0	18.4	10.3	3.4	4.7	81.6	8.1	39.3	12.2	11.7	10.4
100 世帯あたり第Ⅰ4分位階層 世帯数											
総 数	24.9	20.1	25.2	10.7	24.1	26.3	15.3	18.2	62.5	51.3	75.9
被 保 護 世 帯	81.7	52.3	59.8	20.0	60.2	84.6	36.8	57.5	85.8	85.5	93.8
そ の 他 の 世 帯	23.7	19.8	24.9	10.7	23.6	24.8	15.4	18.0	60.3	49.2	71.3

高齢者世帯、母子世帯においては、一般世帯によって占める「その他の世帯」に比較して、被保護世帯の割合がきわめて高く、逆に被用者保険加入世帯の割合が低い。

第 12 表は世帯業態と世帯種別の世帯分布である。

被保護世帯においては、不就業者世帯の割合が圧倒的に高く、国保加入世帯は農家世帯と事業経営者世帯とに多く分布し、被用者保険加入世帯は常用勤労者世帯にその 80% 近くが分布しているが、医療保障制度の枠外にある「その他の世帯」はそのほとんどが、非農家世帯に

められている。また、被保護世帯の割合は、不就業者世帯では 17.4% と全国平均の 10 倍に近く、日雇労働者世帯、その他の就業者世帯においてもかなり高い割合を占めている。

第 13 表は地域ブロックと農家、非農家別の現金支出を示すものであるが、1 人平均支出額をみると、農家世帯では近畿 I II、関東 I II、北海道が全国平均より高く、南九州は全国平均をかなり下回っている。非農家世帯では、関東 I、近畿 I が全国平均より高く、南九州、東北

は全国平均の 80% を割っており、総じて東北および南九州の支出水準が低い。最高に対する最低の割合は、農家世帯で 59.4% (近畿 I に対する南九州)、非農家世帯で 56.5% (関東 I に対する南九州) である。

第 14 表は支出第 I 4 分位階層世帯を世帯種と世帯業態別にみたものである。

支出第 I 4 分位階層世帯とは、住込み・寄宿舍等居住の単独世帯を除いた全世帯を、現金支出額の大きさの順にならべて 4 等分し、もっとも低い階層に属する世帯群をいうのであるが、現物による支出を考慮し、農家世帯では 1 万 2,000 円以下、非農家世帯では 1 万 8,000 円以下の世帯をとったものである。こうした観察を行なうのは、所得の低いほうからみて 4 分の 1 の世帯群について

は、厚生行政の立場から考慮すべき諸問題を含んでいるであろうという考え方によるものであり、調査技術上やむを得ず支出をもって所得に代替しようとするものである。

支出第 I 4 分位階層に属する世帯 547 万のうち農家世帯は 96 万 (17.5%)、非農家世帯は 451 万 (82.5%) であるが、100 世帯あたりの第 I 4 分位階層に属する世帯は、日雇労働者世帯、その他の就業者世帯、不就業者世帯において多く、また、被保護世帯では 81.7% がこの階層に含まれる。

(本稿は、厚生省統計調査部管理課課長補佐小林昭二事務官の協力を得たというよりは、共同執筆に近い。しかし一切の責任は筆者にある。)

執筆者紹介

武藤 光 朗	中央大学教授、社会保障研究所専門委員
久保 ま 子	東京女子医科大学講師
まつ 松 原 治 郎	東京学芸大学助教授、社会保障研究所非常勤研究員
ひら 平 石 長 久	社会保障研究所研究員
なか 中 野 徹 雄	経済企画庁計画官
よし 吉 田 久 一	日本社会事業大学教授
こ 小 沼 正	厚生省大臣官房統計調査部社会統計課長 社会保障研究所専門委員
まえ 前 田 正 久	社会保障研究所研究員